

報告第 1 4 号

専決処分した事件の報告について

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 8 0 条第 1 項の規定に基づき、損害賠償の額の決定について下記調書のとおり専決処分したので、同条第 2 項の規定により報告する。

令和 2 年 5 月 1 1 日

提出者 足立区長 近 藤 弥 生

損害賠償額決定調書

専 決 処 分 年 月 日	決 定 額	相 手 方	事 件 の 概 要
令和2年4月14日	10,000円	足立区西 新井在住 者	令和2年3月4日午前9時 40分頃、西新井区民事 務所において相手方が 椅子から立ち上がった 際に、椅子の破損部分 に相手方のコートが引 っ掛かり、コートの表 面に損傷を与えた。